

結 果 の 概 要

I 地方更生保護委員会

1 仮釈放等審理等の開始及び終了

(1) 審理の開始人員（地方更生保護委員会（以下記載を省略。）の2表参照）

令和6年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理等の人員の総数（移送を除く。）は13,889人である。このうち、当年開始人員は11,927人、前年繰越人員（前年末現在審理中人員）は1,962人、仮釈放等審理等の人員総数に占める比率は、当年開始人員が85.9%（小数第2位を四捨五入して算出した。以下同じ。）、前年繰越人員が14.1%となっている。

最近13年間の種別ごとの開始人員の推移は、第1表のとおりであり、仮釈放審理及び少年院仮退院審理ともに減少傾向にある。

第1表 仮釈放等審理等の開始人員の推移

種 別		平成24年	25	26	27	28	29	30
人	総 数	19,787	18,981	18,083	17,988	17,059	16,709	15,198
	仮釈放	16,310	15,594	14,967	15,118	14,351	14,289	13,053
	うち、一部猶予	...	...	...	...	5	548	1,186
	仮出場	-	-	-	-	-	-	-
	少年院仮退院	3,476	3,387	3,115	2,870	2,708	2,419	2,145
	うち、SE・SA対象者	907	788	695	648	499	407	380
	うち、特定少年	...	...	...	...	...	...	...
	少年院退院	-	-	-	-	-	-	-
	少年院退院(特定1号)	...	...	...	...	...	...	...
	婦人補導院仮退院	1	-	1	-	-	1	-
指 数	総 数	100	96	91	91	86	84	77
	仮釈放	100	96	92	93	88	88	80
	少年院仮退院	100	97	90	83	78	70	62
	うち、SE・SA対象者	100	87	77	71	55	45	42

種 別		令和元年	2	3	4	5	6	構成比(%)
人	総 数	15,093	13,732	13,584	12,838	12,483	11,927	100.0
	仮釈放	13,086	11,995	12,091	11,523	11,071	10,244	85.9
	うち、一部猶予	1,287	1,226	1,180	952	714	551	4.6
	仮出場	-	-	-	1	-	1	0.0
	少年院仮退院	2,006	1,737	1,492	1,314	1,412	1,679	14.1
	うち、SE・SA対象者	327	254	182	156	165	192	1.6
	うち、特定少年	...	...	...	33	628	793	6.6
	少年院退院	1	-	1	-	-	-	-
	少年院退院(特定1号)	...	...	...	-	-	3	0.0
	婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-	-
指 数	総 数	76	69	69	65	63	60	...
	仮釈放	80	74	74	71	68	63	...
	少年院仮退院	58	50	43	38	41	48	...
	うち、SE・SA対象者	36	28	20	17	18	21	...

(注) 1 指数は小数第1位を、構成比は小数第2位を、それぞれ四捨五入して算出した(以下同じ。).

2 矯正施設の長からの申出によらない審理の開始人員については、本表に含めて計上した。

3 「特定少年」は少年法第64条第1項第3号の規定により保護処分に付された者である(以下同じ。).

(2) 審理の終結人員（2表参照）

令和6年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理等の終結人員総数（移送を除く。）は12,017人であり、前年に比べ672人減少している。その内訳は第2表のとおりであり、審理の終結事由別に見ると、仮釈放等を許す旨の決定（表においては「許可」と表示。以下「許可決定」という。）を受けた人員は11,164人（終結人員総数の92.9%）、許可しない旨の判断がされた人員は849人（同7.1%）、うち矯正施設の長からの申出の取下げがあった人員は450人（同3.7%）となっている。

また、「許可」と「許可しない」人員の合計に対する「許可しない（取下げなし）」人員の比率は3.3%となっている。

第2表 仮釈放等審理等の終結人員

種 別		総 数	許 可	許可しない (取下げなし)	許可しない (取下げあり)	その他	「許可しない(取下げ なし)」人員の比率 (%)
人 員	総 数	12,017	11,164	399	450	4	3.3
	仮釈放	10,336	9,497	396	439	4	3.8
	うち、一部猶予	553	525	4	24	—	0.7
	仮出場	1	1	—	—	—	—
	少年院仮退院	1,677	1,663	3	11	—	0.2
	うち、SE・SA対象者	199	199	—	—	—	—
	うち、特定少年	801	794	2	5	—	0.2
	少年院退院	—	—	—	—	—	—
	少年院退院(特定1号)	3	3	—	—	—	—
	婦人補導院仮退院	—	—	—	—	—	—
構 成 比 (%)	総 数	100.0	92.9	3.3	3.7	0.0	...
	仮釈放	100.0	91.9	3.8	4.2	0.0	...
	うち、一部猶予	100.0	94.9	0.7	4.3	—	...
	仮出場	100.0	100.0	—	—	—	...
	少年院仮退院	100.0	99.2	0.2	0.7	—	...
	うち、SE・SA対象者	100.0	100.0	—	—	—	...
	うち、特定少年	100.0	99.1	0.2	0.6	—	...
	少年院退院(特定1号)	100.0	100.0	—	—	—	...

（注） 「許可しない(取下げなし)」人員の比率は、従来の「棄却率」に該当する。許可しない(取下げなし)人員／（許可決定人員＋許可しない人員）×100 により算出した（以下同じ。）。

(3) 許可決定人員の状況（2表参照）

仮釈放等審理等の終結人員のうち、最近6年間の種別ごとの許可決定人員の推移は、第3表のとおりである。許可決定人員総数は減少傾向にある。

第3表 仮釈放等審理等の許可決定人員の推移

種 別		令和元年	2	3	4	5	6	構成比(%)
人 員	総 数	13,995	12,946	12,638	12,037	11,792	11,164	100.0
	仮釈放	11,976	11,234	11,113	10,712	10,423	9,497	85.1
	うち、一部猶予	1,236	1,192	1,120	985	740	525	4.7
	仮出場	—	—	—	—	—	1	0.0
	少年院仮退院	2,019	1,712	1,524	1,325	1,369	1,663	14.9
	うち、SE・SA対象者	382	257	184	157	161	199	1.8
	うち、特定少年	...	...	...	23	578	794	7.1
	少年院退院	—	—	1	—	—	—	—
	少年院退院(特定1号)	...	...	...	—	—	3	0.0
	婦人補導院仮退院	—	—	—	—	—	—	—
指 数	総 数	100	93	90	86	84	80	...
	仮釈放	100	94	93	89	87	79	...
	少年院仮退院	100	85	75	66	68	82	...
	うち、SE・SA対象者	100	67	48	41	42	52	...

(4) 許可しない（取下げなし）人員の状況（2表参照）

仮釈放等審理の終結人員のうち、最近6年間の種別ごとの許可しない（取下げなし）人員の推移は、第4表のとおりである。許可しない（取下げなし）人員は令和元年以降、減少傾向にあったが、令和3年に増加に転じ、令和5年に再び減少している。

第4表 仮釈放等審理の許可しない（取下げなし）人員の推移

種 別		令和元年	2	3	4	5	6	構成比(%)
人 員	総 数	436	416	438	500	466	399	100.0
	仮釈放	429	416	437	499	465	396	99.2
	うち、一部猶予	3	4	8	5	5	4	1.0
	仮出場	－	－	－	1	－	－	－
	少年院仮退院	6	－	1	－	1	3	0.8
	うち、SE・SA対象者	－	－	－	－	－	－	－
	うち、特定少年	...	...	...	－	－	2	0.5
	少年院退院	1	－	－	－	－	－	－
	少年院退院(特定1号)	...	...	...	－	－	－	－
	婦人補導院仮退院	－	－	－	－	－	－	－
指 数	総 数	100	95	100	115	107	92	...
	仮釈放	100	97	102	116	108	92	...
	少年院仮退院	100	－	17	－	17	50	...

最近6年間の種別ごとの「許可しない(取下げなし)」人員の比率の推移は、第5表のとおりである。令和6年における「許可しない(取下げなし)」人員の比率は3.3%（前年は3.7%）となっている。

第5表 仮釈放等審理の「許可しない(取下げなし)人員」の比率の推移

種 別		令和元年	2	3	4	5	6
総 数		2.9	3.0	3.2	3.9	3.7	3.3
仮釈放		3.3	3.4	3.6	4.3	4.1	3.8
うち、一部猶予		0.2	0.3	0.7	0.5	0.7	0.7
少年院仮退院		0.3	－	0.1	－	0.1	0.2
うち、SE・SA対象者		－	－	－	－	－	－
うち、特定少年		...	...	...	－	－	0.2
少年院退院		100.0	－	－	－	－	－
少年院退院(特定1号)		...	...	...	－	－	－
婦人補導院仮退院		－	－	－	－	－	－

(5) 仮釈放許可決定人員の刑の執行状況（19表、21表参照）

令和6年における仮釈放許可決定人員9,497人のうち、定期刑の執行を受けた者は9,477人であり、これらの執行すべき刑期に対する出所までの執行期間の割合（以下「刑の執行率」という。）を執行すべき刑期別に示したものが、第6表である。

総数を見ると、刑の執行率70%以上の者の比率が許可決定人員全体の99.1%となっている。

第 6 表 定期刑仮釈放許可決定人員の刑の執行率

執行すべき刑期		総 数	59%以下	60～69%	70～79%	80～89%	90%以上
人 員	総 数	9,477	－	89	1,670	4,417	3,301
	1年以内	891	－	4	133	419	335
	2年以内	3,221	－	45	747	1,618	811
	3年以内	2,889	－	26	523	1,419	921
	5年以内	1,823	－	10	238	806	769
	5年を超える	653	－	4	29	155	465
構 成 比 (%)	総 数	100.0	－	0.9	17.6	46.6	34.8
	1年以内	100.0	－	0.4	14.9	47.0	37.6
	2年以内	100.0	－	1.4	23.2	50.2	25.2
	3年以内	100.0	－	0.9	18.1	49.1	31.9
	5年以内	100.0	－	0.5	13.1	44.2	42.2
	5年を超える	100.0	－	0.6	4.4	23.7	71.2

(注) 19 表 参照

定期刑仮釈放許可決定人員についての最近 6 年間の刑の執行率の構成比の推移は、第 7 表のとおりである。刑の執行率が比較的低い（69%以下）者の構成比を見ると、極めて低い水準で推移している。

第 7 表 定期刑仮釈放許可決定人員の刑の執行率の構成比の推移

刑の執行率	令和元年	2	3	4	5	6
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
59%以下	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	－
60～69%	1.8	1.5	1.3	1.2	1.2	0.9
70～79%	18.9	19.0	18.9	18.9	17.3	17.6
80～89%	45.3	44.3	45.0	46.1	47.2	46.6
90%以上	33.9	35.1	34.7	33.8	34.3	34.8

(注) 19 表 参照

仮釈放許可決定人員のうち、無期刑の執行を受けた者の、最近 6 年間の受刑在所期間別の推移は、第 8 表のとおりである。

第 8 表 無期刑仮釈放許可決定人員の受刑在所期間別の推移

年 次	総 数	10年以内	12年以内	13年以内	14年以内	15年以内	16年以内	17年以内	18年以内	20年以内	20年を超える
令和元年	16	－	－	－	1	－	－	－	－	－	15
2	14	1	1	1	－	1	－	－	－	－	10
3	8	－	－	－	1	－	－	－	－	－	7
4	6	－	1	－	－	－	－	－	－	－	5
5	7	－	－	－	－	－	－	－	－	－	7
6	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2

(注) 1 仮釈放を取り消され、再び刑の執行を受けた場合の在所期間は、その取消し後に執行した期間による。

2 21 表 参照

2 審理再開事由等通知の受理及び処理（23 表 参照）

令和 6 年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った審理再開事由等通知（仮釈放等の許可決定から当該決定による釈放までの間に、規律違反その他の特別の事情が生じたとき、矯正施設の長等が地方更生保護委員会に通知するもの。）の受理人員総数(前年繰越しを含む。)は 340 人（前年は 414 人）であり、その種別ごとの内訳(前年繰越しを含む。)は、仮釈放審理再開事由等通知が 300 人（同 370 人）、少年院仮退院審理再開事由等通知が 40 人（同 44 人）である。

審理を再開した人員は 315 人（前年は 397 人）、審理を再開しなかった人員は 15 人（同 10 人）であり、そのうち審理を再開しなかったものの、特別遵守事項を定め、又は変更すべき事情が生じたと認めた人員は 4 人である。

審理再開後の措置について、仮釈放等許可決定を受けた人員は 139 人、許可しない旨の判断がされた人員は 175 人である。

3 仮釈放の取消し等の審理の開始及び終結（25 表参照）

令和 6 年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放の取消し等の審理（保護観察中の者の行状により、期間途中で保護観察を終了又は矯正施設へ収容させる措置の要否等について審理するもの。）の開始人員総数は 703 人（前年は 757 人）である。これを種別ごとに見ると、仮釈放取消しが 367 人（開始人員総数の 52.2%）、保護観察停止が 162 人（同 23.0%）、保護観察停止解除が 65 人（同 9.2%）、戻し収容が 5 人（同 0.7%）、特定少年の仮退院取消しが 3 人（同 0.4%）、少年院仮退院中の退院が 101 人（同 14.4%）となっている。

最近 6 年間の仮釈放の取消し等の審理の開始人員の推移は、第 9 表のとおりである。

第 9 表 仮釈放の取消し等の審理の開始人員の推移

種 別		令和元年	2	3	4	5	6
人 員	総 数	1,137	1,070	805	779	757	703
	仮釈放取消し	449	508	379	360	408	367
	保護観察停止	184	207	137	146	132	162
	保護観察停止解除	79	84	46	59	54	65
	保護観察停止取消し	－	2	2	－	－	－
	不定期刑終了	－	－	－	－	－	－
	戻し収容	12	4	8	6	4	5
	少年院仮退院取消し	…	…	…	－	－	3
	退 院	273	185	146	124	82	101
	保護観察仮解除	131	79	84	83	71	…
	保護観察仮解除取消し	9	1	3	1	6	…
	指 数	100	94	71	69	67	62
指 数	仮釈放取消し	100	113	84	80	91	82
	保護観察停止	100	113	74	79	72	88
	保護観察停止解除	100	106	58	75	68	82
	戻し収容	100	33	67	50	33	42
	退 院	100	68	53	45	30	37

また、令和 6 年における仮釈放の取消し等の審理の終結人員総数は 691 人であり、前年に比べ 7.4%（55 人）減少している。終結事由別内訳を見ると、申出等について理由ありとして認められたものが 665 人（終結人員総数の 96.2%）、理由なしとしたものが 26 人（同 3.8%）となっている。

Ⅱ 保護観察所

1 保護観察の開始

(1) 開始人員の推移（保護観察所（以下記載を省略。）の3～11表参照）

最近13年間の種別ごとの開始人員の推移は、第10表のとおりである。

令和6年において、全国の保護観察所で行った保護観察の人員の総数（移送を除く。）は46,982人であり、このうち、当年開始人員は23,978人、前年繰越人員（前年から継続して保護観察中の人員）は23,004人である。

種別ごとの開始人員を見ると、1号観察（保護観察処分少年）は10,731人（開始人員の44.8%）、2号観察（少年院仮退院者）は1,630人（同6.8%）、3号観察（仮釈放者）は9,448人（同39.4%）、4号観察（保護観察付執行猶予者）は2,169人（同9.0%）、5号観察（婦人補導院仮退院者）は0人（同0.0%）となっている。また、1号観察のうち、短期保護観察の開始人員は1,148人（1号観察開始人員の10.7%）、交通短期保護観察（以下「交通短期」という。）の開始人員は1,781人（同開始人員の16.6%）、特定1号の開始人員は4,548人（同開始人員の42.4%）、更生指導の開始人員は1,335人（同開始人員の12.4%）となっており、2号観察のうち、特定2号の開始人員は783人（2号観察開始人員の48.0%）、3号観察のうち、一部猶予の開始人員は554人（3号観察開始人員の5.9%）、4号観察のうち、一部猶予の開始人員は673人（4号観察開始人員の31.0%）となっている。

開始人員総数は減少傾向にあり、令和6年は前年に比べ1.1%（259人）減少している。

なお、令和6年における交通短期及び更生指導を除く開始人員20,862人における女子の比率は、11.9%（2,483人）であり、近年10%前後で推移している。

第 10 表 保護観察の開始人員の推移

種 別		平成24年	25	26	27	28	29	30	令和元年
人 員	総 数	44,056	42,117	39,995	38,103	35,341	32,538	30,844	29,187
	1号観察	22,557	20,811	19,599	18,202	16,304	14,465	12,944	11,827
	うち、短期	3,295	2,995	2,871	2,480	2,031	1,839	1,582	1,370
	うち、交通短期	7,809	7,327	6,701	6,334	5,981	5,206	4,433	4,026
	うち、特定1号	…	…	…	…	…	…	…	…
	うち、更生指導	…	…	…	…	…	…	…	…
	2号観察	3,421	3,428	3,122	2,871	2,743	2,469	2,146	2,053
	うち、SE・SA対象者	896	757	697	601	477	420	362	315
	うち、特定2号	…	…	…	…	…	…	…	…
	3号観察	14,700	14,623	13,925	13,570	13,260	12,760	12,299	11,640
	うち、一部猶予	…	…	…	…	0	283	992	1,198
	4号観察	3,376	3,255	3,348	3,460	3,034	2,843	3,455	3,667
	うち、一部猶予	…	…	…	…	0	248	974	1,419
	5号観察	2	-	1	-	-	1	-	-
指 数	総 数	100	96	91	86	80	74	70	66
	1号観察	100	92	87	81	72	64	57	52
	うち、短期	100	91	87	75	62	56	48	42
	うち、交通短期	100	94	86	81	77	67	57	52
	2号観察	100	100	91	84	80	72	63	60
	うち、SE・SA対象者	100	84	78	67	53	47	40	35
	3号観察	100	99	95	92	90	87	84	79
	4号観察	100	96	99	102	90	84	102	109
種 別		2	3	4	5	6	構成比 (%)	男	女
人 員	総 数	27,208	25,623	23,998	24,237	23,978	100.0	18,379	2,483
	1号観察	10,737	9,932	9,110	10,082	10,731	44.8	6,717	898
	うち、短期	1,335	1,105	829	1,024	1,148	4.8	1,016	132
	うち、交通短期	3,512	3,416	1,997	1,542	1,781	7.4	…	…
	うち、特定1号	…	…	2,712	4,300	4,548	19.0	3,038	401
	うち、更生指導	…	…	1,140	1,506	1,335	5.6	…	…
	2号観察	1,692	1,560	1,359	1,327	1,630	6.8	1,490	140
	うち、SE・SA対象者	236	176	158	146	200	0.8	193	7
	うち、特定2号	…	…	18	519	783	3.3	734	49
	3号観察	11,195	10,830	10,636	10,211	9,448	39.4	8,346	1,102
	うち、一部猶予	1,201	1,090	1,001	743	554	2.3	472	82
	4号観察	3,584	3,301	2,893	2,617	2,169	9.0	1,826	343
	うち、一部猶予	1,496	1,325	1,233	935	673	2.8	573	100
	5号観察	-	-	-	-	-	-	…	…
指 数	総 数	62	58	54	55	54	…	…	…
	1号観察	48	44	40	45	48	…	…	…
	うち、短期	41	34	25	31	35	…	…	…
	うち、交通短期	45	44	26	20	23	…	…	…
	2号観察	49	46	40	39	48	…	…	…
	うち、SE・SA対象者	26	20	18	16	22	…	…	…
	3号観察	76	74	72	69	64	…	…	…
	4号観察	106	98	86	78	64	…	…	…

(注) 1 令和6年の男女の列において、総数、1号観察及び1号観察うち特定1号の行に、交通短期及び更生指導は含まれない。

2 3～7表参照

(2) 来日外国人の開始人員（24 表 参照）

令和 6 年における交通短期及び更生指導を除く開始人員のうち、来日外国人の種別ごとの開始人員は、第 11 表のとおりである。

第 11 表 来日外国人の開始人員

種 別	総 数	1号観察							2号観察				3号観察			4号観察			
		計	一般	交通	短期	特定1号 (一般)	特定1号 (交通)	特定1号 (短期)	計	SE・SA 対象者以外		SE・SA対象者		計	全部実刑	一部猶予	計	一部猶予	全部猶予
										特定2号を除く	特定2号	特定2号を除く	特定2号						
開始人員の総数	20,862	7,615	2,767	629	780	2,201	870	368	1,630	735	695	112	88	9,448	8,894	554	2,169	673	1,496
来日外国人	533	114	30	15	11	33	20	5	33	17	15	0	1	371	367	4	15	5	10
来日外国人の割合(%)	2.6%	1.5%	1.1%	2.4%	1.4%	1.5%	2.3%	1.4%	2.0%	2.3%	2.2%	0.0%	1.1%	3.9%	4.1%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%

(3) 罪名・非行名（8～11 表 参照）

令和 6 年における交通短期及び更生指導を除く開始人員の種別ごとの罪名・非行名別の人員は、第 12 表のとおりである。

種別ごとの内訳を見ると、1 号観察では多い方から窃盗、傷害、道路交通法、2 号観察では窃盗、傷害、大麻取締法、3 号観察では窃盗、覚醒剤取締法、詐欺、4 号観察では覚醒剤取締法、窃盗、不同意わいせつ・不同意性交等の順となっている。

第 12 表 開始人員の罪名・非行名

罪名・非行名	1号観察			2号観察			3号観察			4号観察		
	人員	構成比(%)		人員	構成比(%)		人員	構成比(%)		人員	構成比(%)	
総 数	7,615	100.0	(100.0)	1,630	100.0	(100.0)	9,448	100.0	(100.0)	2,169	100.0	(100.0)
刑法犯	5,465	71.8	(70.3)	1,273	78.1	(76.9)	6,120	64.8	(62.9)	1,160	53.5	(48.7)
不同意わいせつ・不同意性交等	277	3.6	(3.3)	103	6.3	(6.0)	343	3.6	(3.4)	159	7.3	(5.8)
殺人	1	0.0	(0.1)	18	1.1	(1.1)	87	0.9	(1.1)	15	0.7	(0.7)
傷害	1,314	17.3	(15.9)	322	19.8	(19.7)	279	3.0	(3.1)	125	5.8	(5.5)
業務上過失致死傷	378	5.0	(5.5)	31	1.9	(2.1)	167	1.8	(1.7)	33	1.5	(1.6)
窃盗	2,092	27.5	(28.5)	419	25.7	(25.3)	3,305	35.0	(33.7)	486	22.4	(20.7)
強盗	53	0.7	(0.7)	89	5.5	(4.1)	281	3.0	(2.7)	31	1.4	(1.2)
詐欺	239	3.1	(2.7)	123	7.5	(8.4)	1,125	11.9	(11.6)	61	2.8	(3.6)
恐喝	229	3.0	(3.0)	68	4.2	(3.0)	27	0.3	(0.4)	7	0.3	(0.6)
暴力行為等処罰に関する法律	62	0.8	(1.2)	5	0.3	(0.5)	16	0.2	(0.2)	8	0.4	(0.5)
その他	820	10.8	(9.4)	95	5.8	(6.6)	490	5.2	(4.9)	235	10.8	(8.6)
特別法犯	2,125	27.9	(29.3)	329	20.2	(20.6)	3,328	35.2	(37.1)	1,009	46.5	(51.3)
大麻取締法	422	5.5	(6.6)	160	9.8	(8.5)	234	2.5	(2.3)	103	4.7	(4.7)
覚醒剤取締法	22	0.3	(0.2)	24	1.5	(2.6)	2,435	25.8	(28.7)	737	34.0	(37.7)
道路交通法	1,162	15.3	(14.6)	82	5.0	(6.0)	308	3.3	(3.4)	68	3.1	(3.6)
毒物及び劇物取締法	1	0.0	(-)	-	-	(0.1)	18	0.2	(0.1)	2	0.1	(0.2)
その他	518	6.8	(7.9)	63	3.9	(3.4)	333	3.5	(2.6)	99	4.6	(5.1)
ぐ犯	25	0.3	(0.5)	26	1.6	(2.3)	...	...	...	...	...	...
施設送致申請	-	-	(-)	2	0.1	(0.3)	...	...	...	...	...	...

- (注) 1 「不同意わいせつ・不同意性交等」に不同意わいせつ・同致死傷及び不同意性交等・同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び過失運転致死傷を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・不同意性交等及び同致死を、それぞれ含む。
- 2 構成比の()内は、前年の構成比である。

(4) 保護観察期間（12 表 参照）

令和 6 年における交通短期及び更生指導を除く開始人員の種別ごとの保護観察期間は、第 13 表のとおりである。

種別ごとの保護観察期間を見ると、特定 1 号を除く 1 号観察は、原則として保護観察処分の言渡しの日から本人が 20 歳に達するまでであり、特定 1 号は 2 年間であることから、保護観察期間が比較的長い者の占める比率が高くなっている。

3 号観察は、仮釈放を許す旨の決定による釈放の日から残刑期間が満了するまでであり、第 6 表のとおり刑の執行率も比較的高い者が多いことから、執行猶予期間が保護観察の期間となる 4 号観察の期間

なお、ここでいう保護観察期間とは保護観察開始時に定められている期間であり、必ずしもこの期間の全部にわたって保護観察が実施されるわけではなく、保護観察開始後の行状等によっては、途中で保護観察の解除、退院、仮釈放の取消し、刑の執行猶予の言渡しの取消しなどの措置がとられることがある（第 16 表以下を参照）。

	種別	総数	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	5年を超える	無期
人 員	総数	20,862	436	1,713	1,684	3,897	1,884	4,936	2,527	2,083	1,382	319	1
	1号観察	7,615	-	-	-	-	-	3,439	1,606	1,360	902	308	…
	うち、特定1号	3,439	-	-	-	-	-	3,439	…	…	…	…	…
	2号観察	1,630	6	8	7	35	224	758	365	155	61	11	…
	SE・SA対象者以外（特定2号除く）	735	-	4	3	11	25	270	241	129	48	4	…
	SE・SA対象者以外（特定2号）	695	6	2	4	24	192	397	70	…	…	…	…
	SE・SA対象者（特定2号除く）	112	-	1	-	-	-	16	49	26	13	7	…
	SE・SA対象者（特定2号）	88	-	1	-	-	7	75	5	…	…	…	…
	3号観察	9,448	430	1,705	1,677	3,862	1,654	111	7	-	1	-	1
構 成 比 （ ％ ）	一部猶予	554	33	120	133	196	72	-	-	-	-	-	-
	入所度数不詳	4,940	132	533	532	2,218	1,409	108	7	-	1	-	-
	初度	1,396	72	362	361	512	87	2	-	-	-	-	-
	2度	889	47	216	231	329	65	1	-	-	-	-	-
	3度	2,222	178	594	553	803	93	-	-	-	-	-	1
	4度以上	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4号観察	2,169	-	-	-	-	6	628	549	568	418	…	…
	一部猶予	673	-	-	-	-	6	607	59	1	-	…	…
		総数	100.0	2.1	8.2	8.1	18.7	9.0	23.7	12.1	10.0	6.6	1.5
1号観察		100.0	-	-	-	-	-	45.2	21.1	17.9	11.8	4.0	…
うち、特定1号		100.0	-	-	-	-	-	100.0	…	…	…	…	…
2号観察		100.0	0.4	0.5	0.4	2.1	13.7	46.5	22.4	9.5	3.7	0.7	…
SE・SA対象者以外（特定2号除く）		100.0	-	0.5	0.4	1.5	3.4	36.7	32.8	17.6	6.5	0.5	…
SE・SA対象者以外（特定2号）		100.0	0.9	0.3	0.6	3.5	27.6	57.1	10.1	…	…	…	…
SE・SA対象者（特定2号除く）		100.0	-	0.9	-	-	-	14.3	43.8	23.2	11.6	6.3	…
SE・SA対象者（特定2号）		100.0	-	1.1	-	-	8.0	85.2	5.7	…	…	…	…
3号観察		100.0	4.6	18.0	17.7	40.9	17.5	1.2	0.1	-	0.0	-	0.0
一部猶予		100.0	6.0	21.7	24.0	35.4	13.0	-	-	-	-	-	-
入所度数不詳		100.0	2.7	10.8	10.8	44.9	28.5	2.2	0.1	-	0.0	-	-
初度		100.0	5.2	25.9	25.9	36.7	6.2	0.1	-	-	-	-	-
2度		100.0	5.3	24.3	26.0	37.0	7.3	0.1	-	-	-	-	-
3度		100.0	8.0	26.7	24.9	36.1	4.2	-	-	-	-	-	0.0
4度以上	100.0	-	-	-	-	0.3	29.0	25.3	26.2	19.3	…	…	
4号観察	100.0	-	-	-	-	0.9	90.2	8.8	0.1	-	…	…	
一部猶予	100.0	-	-	-	-	0.9	90.2	8.8	0.1	-	…	…	

種別ごとに最も多い年齢層を見ると、1号観察は18・19歳で45.2%（前年は46.5%）、2号観察は18・19歳で42.0%（前年は46.6%）、3号観察は40～49歳で24.1%（前年は25.4%）、4号観察は40～49歳で24.2%（前年は25.0%）となっている。

第 14 表 開始人員の年齢層

年 齢	1号観察			2号観察		
	人員	構成比 (%)		人員	構成比 (%)	
総 数	7,615	100.0	(100.0)	1,630	100.0	(100.0)
15歳以下	1,210	15.9	(15.6)	73	4.5	(3.9)
16・17歳	2,966	38.9	(38.0)	453	27.8	(21.6)
18・19歳	3,439	45.2	(46.5)	684	42.0	(46.6)
20歳以上	-	-	(-)	420	25.8	(28.0)
年 齢	3号観察			4号観察		
	人員	構成比 (%)		人員	構成比 (%)	
総 数	9,448	100.0	(100.0)	2,169	100.0	(100.0)
19歳以下	-	-	(-)	9	0.4	(0.5)
20～29歳	1,484	15.7	(14.2)	504	23.2	(22.2)
30～39歳	2,026	21.4	(21.9)	450	20.7	(21.5)
40～49歳	2,273	24.1	(25.4)	525	24.2	(25.0)
50～59歳	1,982	21.0	(21.4)	417	19.2	(19.3)
60歳以上	1,683	17.8	(17.1)	264	12.2	(11.5)

(注) 構成比の()内は、前年の構成比である。

2 保護観察の終了

(1) 終了人員の推移等 (3～7表、26表参照)

令和6年において、全国の保護観察所で取り扱った保護観察の終了人員（移送を除く。以下同じ。）総数は23,839人である。種別ごとに見ると、1号観察が9,780人（終了人員総数の41.0%）、2号観察が1,067人（同4.5%）、3号観察が9,834人（同41.3%）、4号観察が3,158人（同13.2%）、5号観察が0人（同0.0%）である。また、1号観察のうち、交通短期の終了人員は1,670人（1号観察終了人員の17.1%）、特定1号の終了人員は4,020人（同終了人員の41.1%）となっており、2号観察のうち、特定2号の終了人員は413人（2号観察終了人員の38.7%）、3号観察のうち、一部猶予の終了人員は、581人（3号観察終了人員の5.9%）、4号観察のうち、一部猶予の終了人員は、1,210人（4号観察終了人員の38.3%）となっている。

最近13年間の種別ごとの終了人員の推移は、第15表のとおりである。

第 15 表 保護観察の終了人員の推移

種 別		平成24年	25	26	27	28	29	30
人 員	総 数	46,012	43,306	41,655	40,001	38,040	35,166	32,593
	1号観察	23,678	21,680	20,785	19,578	17,941	16,100	14,132
	うち、短期	3,542	3,168	2,929	2,804	2,306	1,898	1,768
	うち、交通短期	8,064	7,347	7,003	6,365	6,213	5,516	4,599
	うち、特定1号	...	...	...	...	...	...	...
	うち、更生指導	...	...	...	...	...	...	...
	2号観察	3,681	3,354	3,312	3,250	3,169	2,859	2,672
	うち、SE・SA対象者	972	858	827	762	680	575	478
	うち、特定2号	...	...	...	...	...	...	...
	3号観察	14,948	14,751	14,173	13,751	13,506	12,876	12,388
	うち、一部猶予	...	...	...	...	0	172	791
	4号観察	3,703	3,521	3,384	3,422	3,424	3,330	3,401
	うち、一部猶予	...	...	...	...	0	-	75
	5号観察	2	-	1	-	-	1	-
指 数	総 数	100	94	91	87	83	76	71
	1号観察	100	92	88	83	76	68	60
	うち、短期	100	89	83	79	65	54	50
	うち、交通短期	100	91	87	79	77	68	57
	2号観察	100	91	90	88	86	78	73
	うち、SE・SA対象者	100	88	85	78	70	59	49
	3号観察	100	99	95	92	90	86	83
	4号観察	100	95	91	92	92	90	92

種 別		令和元年	2	3	4	5	6	構成比(%)
人 員	総 数	30,371	28,339	27,687	26,136	23,738	23,839	100.0
	1号観察	12,744	11,154	11,182	9,787	8,949	9,780	41.0
	うち、短期	1,473	1,275	1,356	1,016	821	1,062	4.5
	うち、交通短期	4,186	3,495	3,612	2,594	1,536	1,670	7.0
	うち、特定1号	...	...	...	463	2,525	4,020	16.9
	うち、更生指導	...	...	...	627	1,508	1,398	5.9
	2号観察	2,292	2,144	1,808	1,677	1,156	1,067	4.5
	うち、SE・SA対象者	401	343	270	230	144	133	0.6
	うち、特定2号	...	...	...	0	35	413	1.7
	3号観察	11,881	11,437	10,874	10,868	10,348	9,834	41.3
	うち、一部猶予	1148	1,243	1,062	1,068	834	581	2.4
	4号観察	3,454	3,604	3,823	3,804	3,285	3,158	13.2
	うち、一部猶予	412	960	1,404	1,485	1,254	1,210	5.1
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
指 数	総 数	66	62	60	57	52	52	...
	1号観察	54	47	47	41	38	41	...
	うち、短期	42	36	38	29	23	30	...
	うち、交通短期	52	43	45	32	19	21	...
	2号観察	62	58	49	46	31	29	...
	うち、SE・SA対象者	41	35	28	24	15	14	...
	3号観察	79	77	73	73	69	66	...
	4号観察	93	97	103	103	89	85	...

(注) 3～7表参照

(2) 保護観察の終了事由（4表、26表参照）

最近6年間の交通短期及び更生指導を除く保護観察終了者の種別ごとの終了事由別人員の推移は、第16表、第17表、第19表及び第20表のとおりである。

ア 1号観察

令和6年における1号観察のうち、交通短期の終了人員は1,670人であり、そのうち1,651人（98.9%）が保護観察を解除されており、また、更生指導の終了人員は1,398人であり、そのうち1,309人（93.6%）が保護観察を解除されている。これは、交通短期及び更生指導が集団処遇や生活状況の報告等の方法により、再非行など行状に特段の問題が認められなければ、通常3、4か月で保護観察を解除する運用がなされていることによる。

令和 6 年における交通短期及び更生指導を除く 1 号観察終了者 6,712 人の終了事由別内訳は、期間満了が 915 人(交通短期及び更生指導を除く 1 号観察終了者の 13.6%)、解除が 4,632 人(同 69.0%)、保護処分取消しが 1,151 人(同 17.1%)、その他(死亡等)が 14 人(同 0.2%)である。

なお、保護観察の解除とは、保護観察を継続する必要がなくなったと認められるときに、保護観察所の長が期間途中で保護観察を終了するものであり、保護処分取消しとは、保護観察中の再非行等により新たに保護処分に付されたときなどに、家庭裁判所が当初の保護処分を取り消すものである。

第 16 表 交通短期及び更生指導を除く 1 号観察終了者の終了事由別人員の推移

年 次		総 数	期間満了	解 除	保護処分取消し	その他
人 員	令和元年	8,558	1,092	6,318	1,130	18
	2	7,659	1,015	5,621	1,006	17
	3	7,570	1,003	5,629	926	12
	4	6,566	919	4,740	901	6
	5	5,905	903	4,050	940	12
	6	6,712	915	4,632	1,151	14
指 数	令和元年	100	100	100	100	100
	2	89	93	89	89	94
	3	88	92	89	82	67
	4	77	84	75	80	33
	5	69	83	64	83	67
	6	78	84	73	102	78
構 成 比 (%) (%)	令和元年	100.0	12.8	73.8	13.2	0.2
	2	100.0	13.3	73.4	13.1	0.2
	3	100.0	13.2	74.4	12.2	0.2
	4	100.0	14.0	72.2	13.7	0.1
	5	100.0	15.3	68.6	15.9	0.2
	6	100.0	13.6	69.0	17.1	0.2

(注) 26 表参照

イ 2 号観察

令和 6 年における 2 号観察終了者 1,067 人の終了事由別内訳は、期間満了が 790 人(2 号観察終了者の 74.0%)、退院が 83 人(同 7.8%)、戻し収容が 2 人(同 0.2%)、仮退院取消しが 2 人(同 0.2%)、保護処分取消しが 188 人(同 17.6%)、その他(死亡等)が 2 人(同 0.2%)である。

なお、退院とは、保護観察を継続する必要がなくなったと認められるときに、地方更生保護委員会が期間途中で保護観察を終了するものである。また、戻し収容とは、特定 2 号を除く 2 号観察対象者が保護観察中に遵守事項を遵守しなかったと認められるときに、家庭裁判所が少年院に戻して収容すべき旨の決定を行うものであり、仮退院取消しとは、特定 2 号が保護観察中に遵守事項を遵守しなかったと認めるときに、地方更生保護委員会が仮退院を取り消すものである。

第 17 表 2 号観察終了者の終了事由別人員の推移

年 次		総 数	期間満了	退 院	戻し収容	仮退院 取消し	保護処分 取消し	その他
人 員	令和元年	2,292	1,727	255	6	…	299	5
	2	2,144	1,645	196	3	…	295	5
	3	1,808	1,448	135	4	…	213	8
	4	1,677	1,354	131	3	－	184	5
	5	1,156	899	74	3	－	178	2
	6	1,067	790	83	2	2	188	2
指 数	令和元年	100	100	100	100	…	100	100
	2	94	95	77	50	…	99	100
	3	79	84	53	67	…	71	160
	4	73	78	51	50	…	62	100
	5	50	52	29	50	…	60	40
	6	47	46	33	33	…	63	40
構 成 比 (%)	令和元年	100.0	75.3	11.1	0.3	…	13.0	0.2
	2	100.0	76.7	9.1	0.1	…	13.8	0.2
	3	100.0	80.1	7.5	0.2	…	11.8	0.4
	4	100.0	80.7	7.8	0.2	…	11.0	0.3
	5	100.0	77.8	6.4	0.3	－	15.4	0.2
	6	100.0	74.0	7.8	0.2	0.2	17.6	0.2

(注) 26 表参照

2 号観察終了者の終了事由別の少年院における処遇区分は、第 18 表のとおりである。

第 18 表 2 号観察終了者の終了事由別の少年院内処遇区分

終了事由	SE・SA対象者以外		SE・SA対象者	
	人員	構成比 (%)	人員	構成比 (%)
総 数	934	100.0	133	100.0
期間満了	711	76.1	79	59.4
退 院	59	6.3	24	18.0
戻し収容	2	0.2	－	－
仮退院取消し	2	0.2	－	－
保護処分取消し	158	16.9	30	22.6
その他	2	0.2	－	－

(注) 26 表参照

ウ 3 号観察

令和 6 年における 3 号観察終了者 9,834 人の終了事由別内訳は、期間満了が 9,444 人（3 号観察終了者の 96.0％）、不定期刑終了が 0 人（同 0.0％）、仮釈放取消しが 352 人（同 3.6％）、停止中時効完成が 4 人（同 0.0％）、その他（死亡、恩赦等）が 34 人（同 0.3％）である。

なお、不定期刑終了とは、刑の短期を経過した不定期刑仮釈放者について保護観察を継続する必要がなくなったと認めるときに、地方更生保護委員会が刑の執行を受け終わったものとするものであり、仮釈放取消しとは、保護観察中に犯罪をしたときや遵守事項を遵守しなかったときに、地方更生保護委員会が仮釈放を取り消すものであり、その場合は仮釈放期間の全部について再び服役することになる。

第 19 表 3 号観察終了者の終了事由別人員の推移

年 次		総 数	期間満了	不定期刑 終了	仮釈放 取消し	停止中 時効完成	その他
人 員	令和元年	11,881	11,400	－	446	5	30
	2	11,437	10,913	－	492	2	30
	3	10,874	10,466	－	370	2	36
	4	10,868	10,466	－	356	4	42
	5	10,348	9,913	－	385	3	47
	6	9,834	9,444	－	352	4	34
指 数	令和元年	100	100	－	100	100	100
	2	96	96	－	110	40	100
	3	92	92	－	83	40	120
	4	91	92	－	80	80	140
	5	87	87	－	86	60	157
	6	83	83	－	79	80	113
構 成 比 (％)	令和元年	100.0	96.0	－	3.8	0.0	0.3
	2	100.0	95.4	－	4.3	0.0	0.3
	3	100.0	96.2	－	3.4	0.0	0.3
	4	100.0	96.3	－	3.3	0.0	0.4
	5	100.0	95.8	－	3.7	0.0	0.5
	6	100.0	96.0	－	3.6	0.0	0.3

(注) 26 表参照

エ 4 号観察

令和 6 年における 4 号観察終了者 3,158 人の終了事由別内訳は、期間満了が 2,437 人（4 号観察終了者の 77.2％）、刑の執行猶予の取消しが 637 人（同 20.2％）、その他（死亡等）が 84 人（同 2.7％）である。

なお、刑の執行猶予の取消しとは、保護観察中に犯罪をしたり遵守事項を遵守せずその情状が重いとき（4 号観察のうち、一部猶予については、犯罪をしたり遵守事項を遵守しなかったとき）に、裁判所が刑の執行猶予の言渡しを取り消すものである。令和 6 年中に刑の執行猶予の取消しにより保護観察を終了した 637 人の取消事由別の内訳は、保護観察中に更に罪を犯し禁錮以上の実刑が確定したことによるものが 512 人（刑の執行猶予の取消しによる終了人員の 80.4％）、保護観察中に遵守事項を遵守しなかったことによるもの（保護観察中に更に罪を犯したが、その犯罪について捜査中、公判中又は判決言渡し後確定前の者を含む。）が 119 人（同 18.7％）、保護観察前の余罪について禁錮以上の実刑が確定したことによるものが 6 人（同 0.9％）である。

第 20 表 4 号観察終了者の終了事由別人員の推移

年 次		総 数	期間満了	刑の執行猶予 の取消し	その他
人 員	令和元年	3,454	2,493	871	90
	2	3,604	2,595	909	100
	3	3,823	2,803	921	99
	4	3,804	2,850	833	121
	5	3,285	2,457	719	109
	6	3,158	2,437	637	84
指 数	令和元年	100	100	100	100
	2	104	104	104	111
	3	111	112	106	110
	4	110	114	96	134
	5	95	99	83	121
	6	91	98	73	93
構 成 比 (％)	令和元年	100.0	72.2	25.2	2.6
	2	100.0	72.0	25.2	2.8
	3	100.0	73.3	24.1	2.6
	4	100.0	74.9	21.9	3.2
	5	100.0	74.8	21.9	3.3
	6	100.0	77.2	20.2	2.7

(注) 26 表参照

3 保護観察の係属（3～7表参照）

(1) 年末現在保護観察中の人員の推移

最近13年間の種別ごとの年末現在保護観察中の人員の推移は、第21表のとおりである。

第21表 年末現在保護観察中の人員の推移

種 別		平成24年	25	26	27	28	29	30
人 員	総 数	40,837	39,652	37,990	36,098	33,395	30,773	29,019
	1号観察	19,533	18,663	17,480	16,107	14,465	12,834	11,644
	うち、短期	2,029	1,855	1,797	1,473	1,196	1,138	950
	うち、交通短期	2,492	2,470	2,168	2,137	1,905	1,597	1,431
	うち、特定1号	…	…	…	…	…	…	…
	うち、更生指導	…	…	…	…	…	…	…
	2号観察	4,573	4,645	4,454	4,077	3,650	3,262	2,736
	うち、SE・SA対象者	1,445	1,343	1,211	1,052	851	699	582
	うち、特定2号	…	…	…	…	…	…	…
	3号観察	5,740	5,614	5,364	5,184	4,937	4,822	4,733
	うち、一部猶予	…	…	…	…	—	111	312
	4号観察	10,991	10,730	10,692	10,730	10,343	9,855	9,906
	うち、一部猶予	…	…	…	…	—	248	1,146
	5号観察	—	—	—	—	—	—	—
指 数	総 数	100	97	93	88	82	75	71
	1号観察	100	96	89	82	74	66	60
	うち、短期	100	91	89	73	59	56	47
	うち、交通短期	100	99	87	86	76	64	57
	2号観察	100	102	97	89	80	71	60
	うち、SE・SA対象者	100	93	84	73	59	48	40
	3号観察	100	98	93	90	86	84	82
	4号観察	100	98	97	98	94	90	90

種 別		令和元年	2	3	4	5	6	構成比(%)
人 員	総 数	27,830	26,705	24,643	22,503	23,004	23,143	100.0
	1号観察	10,724	10,312	9,060	8,380	9,515	10,467	45.2
	うち、短期	848	908	657	470	673	759	3.3
	うち、交通短期	1,271	1,288	1,092	494	500	611	2.6
	うち、特定1号	…	…	…	2,247	4,022	4,552	19.7
	うち、更生指導	…	…	…	513	511	448	1.9
	2号観察	2,496	2,044	1,797	1,477	1,650	2,212	9.6
	うち、SE・SA対象者	497	391	298	225	227	294	1.3
	うち、特定2号	…	…	…	18	502	872	3.8
	3号観察	4,492	4,251	4,207	3,975	3,837	3,451	14.9
	うち、一部猶予	362	320	348	281	190	163	0.7
	4号観察	10,118	10,098	9,579	8,671	8,002	7,013	30.3
	うち、一部猶予	2,150	2,688	2,608	2,359	2,040	1,503	6.5
	5号観察	—	—	—	—	—	—	—
指 数	総 数	68	65	60	55	56	57	…
	1号観察	55	53	46	43	49	54	…
	うち、短期	42	45	32	23	33	37	…
	うち、交通短期	51	52	44	20	20	25	…
	2号観察	55	45	39	32	36	48	…
	うち、SE・SA対象者	34	27	21	16	16	20	…
	3号観察	78	74	73	69	67	60	…
	4号観察	92	92	87	79	73	64	…

(2) 保護観察中の者の状態別人員

令和6年末現在保護観察中の者の種別ごとの状態別人員は、第22表のとおりである。

1号観察の一時解除とは、保護観察所の長がその者の改善更生に資すると認めるときに、期間を定めて、保護観察を一時的に解除するものである。4号観察の仮解除とは、保護観察所の長が、その者について、健全な生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができると認めるときに、保護観察を仮に解除するものである。なお、仮解除は保護観察の実質的内容である指導監督及び補導援護を実施しないが、解除や退院と異なり、仮解除中の行状によっては、必要があれば再び保護

観察を開始することができる。また、身柄拘束とは、保護観察中の再犯・再非行等により法令による身柄の拘束を受けている状態である。

3号観察において所在不明の者の比率が高いのは、その他の種別については、所在不明のまま当初に定められた保護観察期間が経過すれば保護観察は終了するのに対し、3号観察は、法に基づき、保護観察中に所在不明となったときに、所在が判明するか刑の時効が完成するまでの間、刑期の進行を止めて所在調査を継続するためである。

第 22 表 令和 6 年末現在保護観察中の者の状態別人員

種 別		総 数	対前年比 (%)	保護観察 実施中	一時解除	仮解除	所在不明	身柄拘束
人 員	総 数	23,143	0.6	22,331	2	65	203	542
	1号観察	10,467	10.0	10,213	2	…	58	194
	2号観察	2,212	34.1	2,131	…	…	23	58
	3号観察	3,451	-10.1	3,323	…	…	78	50
	4号観察	7,013	-12.4	6,664	…	65	44	240
構 成 比 (%)	総 数	100.0	…	96.5	0.0	0.3	0.9	2.3
	1号観察	100.0	…	97.6	0.0	…	0.6	1.9
	2号観察	100.0	…	96.3	…	…	1.0	2.6
	3号観察	100.0	…	96.3	…	…	2.3	1.4
	4号観察	100.0	…	95.0	…	0.9	0.6	3.4

4 保護観察中の犯罪・非行（31 表、44 表参照）

令和 6 年における交通短期及び更生指導を除く保護観察終了者のうち、保護観察中の犯罪・非行により刑事処分又は保護処分に付された者（以下その比率を「再処分率」という。）は、第 23 表のとおりである（なお、仮釈放又は刑の執行猶予の言渡しを取り消された者については、26 表を参照）。

再処分率の種別ごとの内訳を見ると、2号観察が 25.2%（前年は 21.1%）、4号観察が 20.9%（同 22.8%）、1号観察が 20.5%（同 20.1%）、3号観察が 0.3%（同 0.3%）の順となっている。

保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者について、種別ごとの処分の構成比を見ると、1号観察では少年院に送致された者が 53.8%、再び1号観察に付された者が 33.7%、罰金に処せられた者が 5.1%、2号観察では再び少年院に送致された者が 66.5%、1号観察に付された者が 19.0%、3号観察では懲役又は禁錮の全部実刑に処せられた者が 3.3%、罰金に処せられた者が 36.7%、4号観察では懲役又は禁錮の全部実刑に処せられた者が 75.6%、罰金に処せられた者が 11.4%となっている。

第 23 表 保護観察終了者の保護観察中の犯罪・非行による処分

種 別		保護観察 終了者 (A)	保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者										再処分率 (B) — ×100 (A)
			計 (B)	懲役・禁錮			少年院 送 致	1号 観 察	罰 金	拘留 ・ 科 料	起訴 猶 予	その他	
				全部実刑	一部猶予	全部猶予							
人 員	総 数	20,771	2,338	525	19	76	921	516	168	6	105	2	11.3
	1号観察	6,712	1,379	19	—	56	742	465	71	1	23	2	20.5
	2号観察	1,067	269	6	—	18	179	51	11	—	4	—	25.2
	3号観察	9,834	30	1	—	—	…	…	11	2	16	—	0.3
	4号観察	3,158	660	499	19	2	…	…	75	3	62	—	20.9
構 成 比 (%)	総 数	…	100.0	22.5	0.8	3.3	39.4	22.1	7.2	0.3	4.5	0.1	…
	1号観察	…	100.0	1.4	—	4.1	53.8	33.7	5.1	0.1	1.7	0.1	…
	2号観察	…	100.0	2.2	—	6.7	66.5	19.0	4.1	—	1.5	—	…
	3号観察	…	100.0	3.3	—	—	…	…	36.7	6.7	53.3	—	…
	4号観察	…	100.0	75.6	2.9	0.3	…	…	11.4	0.5	9.4	—	…

（注） 1 保護観察中に再犯若しくは再非行をしても期間中に刑事処分が確定しなかった者又は保護処分の決定を受けなかった者及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は、本表において保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者に含めていない。

2 44 表参照

令和 6 年における交通短期及び更生指導を除く保護観察終了者の種別ごとの保護観察開始時の罪名・非行名別の再処分率は、第 24 表のとおりである。

種別ごとの内訳を見ると、1 号観察では、ぐ犯（33.3％）、強盗（30.2％）、暴力行為等処罰に関する法律（29.7％）、2 号観察では、窃盗（34.1％）、強盗（32.6％）、詐欺（29.5％）の順で再処分率が高くなっている。3 号観察では、他の種別に比べて再処分率は全般に低率である。4 号観察では、他の種別と比較して再処分率は全般に高率であり、毒物及び劇物取締法（44.4％）、恐喝（40.0％）、窃盗（28.6％）の順で再処分率が高くなっている。

第 24 表 保護観察終了者の開始時罪名・非行名別再処分率

罪名・非行名	1号観察		2号観察		3号観察		4号観察	
	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)
総 数	6,712	20.5	1,067	25.2	9,834	0.4	3,158	20.9
刑法犯	4,661	22.9	817	27.3	6,386	0.3	1,466	24.8
不同意わいせつ・不同意性交等	209	7.7	60	15.0	375	0.3	165	17.6
殺人	5	－	13	－	102	2.9	15	20.0
傷害	1,044	24.5	224	25.9	312	0.6	158	21.5
業務上過失致死傷	398	8.8	27	14.8	153	－	45	11.1
窃盗	1,861	27.4	270	34.1	3,380	0.2	678	28.6
強盗	43	30.2	43	32.6	295	0.7	32	18.8
詐欺	195	16.9	78	29.5	1,192	0.5	112	24.1
恐喝	182	25.3	36	25.0	28	－	10	40.0
暴力行為等処罰に関する法律	64	29.7	4	25.0	14	7.1	15	26.7
その他	660	21.2	62	21.0	535	－	236	24.6
特別法犯	2,012	14.9	210	17.1	3,448	0.3	1,692	17.5
大麻取締法	409	16.9	85	14.1	238	0.8	109	18.3
覚醒剤取締法	22	22.7	23	13.0	2,572	0.3	1,367	17.2
道路交通法	1,070	15.6	70	27.1	302	－	88	14.8
毒物及び劇物取締法	1	－	－	－	13	－	9	44.4
その他	510	11.4	32	6.3	323	－	119	20.2
ぐ犯	39	33.3	38	26.3	...	...	...	...
施設送致申請	－	－	2	－	...	...	...	...

- (注) 1 保護観察中に再犯若しくは再非行をしても期間中に刑事処分が確定しなかった者又は保護処分の決定を受けなかった者及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は、本表において保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者に含まない。ただし、起訴猶予処分を受けた者はこれに含む。
- 2 「不同意わいせつ・不同意性交等」には不同意わいせつ・同致死傷及び不同意性交等・同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び過失運転致死傷を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・不同意性交等及び同致死を、それぞれ含む。

5 生活環境の調整の実施状況（55～57 表参照）

令和 6 年において、全国の保護観察所で行った収容中の者に対する生活環境調整の開始及び終了人員は、第 25 表のとおりである。

開始人員（身上調査書等の受理、地方更生保護委員会からの生活環境の調整の求めを受けて開始した者又は要調整事項等通知書の送付を受けて開始した者の延べ人員。少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は含まれない。以下同じ。）の総数は 29,859 人であり、前年に比べ 922 人（3.0％）減少している。内訳を見ると、受刑者が 27,305 人で 1,203 人（4.2％）減少し、少年院在院者は 2,554 人で 281 人（12.4％）増加し、婦人補導院在院者は 0 人（前年 0 人）となっている。

終了人員（少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は含まれない。）は 30,175 人であり、前年に比べ 1,725 人（5.4％）減少している。内訳を見ると、受刑者が 27,778 人で前年に比べ 2,105 人（7.0％）減少し、少年院在院者は 2,397 人で前年に比べ 380 人（18.8％）増加している。婦人補導院在院者は 0 人（前年 0 人）である。

また、少年院における SE・SA 対象者と SE・SA 対象者以外との間の移行が 0 人であり、更生保護法第 83 条に基づく 4 号観察言渡し後確定前の者に対する生活環境の調整の開始人員が 23 人、同じく更生保護法第

83 条の 2 に基づく勾留中の被疑者であって検察官が罪を犯したと認めたものに対する生活環境の調整の開始人員が 384 人、少年法第 24 条第 2 項に基づく 1 号観察中又は少年院在院中の者に対する生活環境の調整の開始人員が 176 人、同じく少年法第 64 条第 5 項に基づく 1 号観察中又は少年院在院中の者に対する生活環境の調整の開始人員が 114 人である。

第 25 表 収容中の生活環境調整の開始及び終了人員

種 別	前年から繰越し	開 始 等					終 了 等			年末現在継続中
		総 数	身 上 調 査 書	求生活 環境調整	要調整 事項等 通知書	SE・SA対象者又は SE・SA対象者以外 から移行	総 数	終 了	SE・SA対象者又は SE・SA対象者以外 に移行	
総 数	34,528	29,859	29,263	17	579	—	30,175	30,175	—	34,212
受 刑 者	32,856	27,305	26,727	15	563	…	27,778	27,778	…	32,383
少年院・婦人補導院在院者	1,672	2,554	2,536	2	16	—	2,397	2,397	—	1,829

6 補導援護・応急の救護及び更生緊急保護の実施状況

(1) 更生緊急保護の申出人員（58 表 参照）

令和 6 年において、全国の保護観察所で更生緊急保護の申出を受けた人員の総数は 7,421 人であり、前年に比べ 126 人(1.7%)減少している。内訳を見ると、刑の執行終了が 4,918 人(前年比 124 人(2.5%)減)、刑の執行猶予が 958 人(同 57 人(5.6%)減)、起訴猶予・処分保留が 839 人(同 91 人(9.8%)減)、罰金・科料が 347 人(同 28 人(7.5%)減)、労役場出場者・仮出場者が 167 人(同 29 人(21.0%)増)、少年院退院者・仮退院者が 23 人(同 9 人(28.1%)減)となっており、収容中に更生緊急保護を申し出た受刑者等が 169 人、少年院在院者が 0 人となっている。

(2) 自庁保護の実施状況（60 表 参照）

最近 6 年間の自庁保護実施人員（全国の保護観察所が直接、補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置を実施した人員）の推移は、第 26 表のとおりである。

令和 6 年において、自庁保護実施人員の総数は 8,328 人であり、前年に比べ 984 人(10.6%)減少している。内訳を見ると、補導援護・応急の救護が 3,978 人(実施人員総数の 47.8%)で前年に比べ 313 人(7.3%)減少しており、更生緊急保護が 4,350 人(実施人員総数の 52.2%)で前年に比べ 671 人(13.4%)減少している。

第 26 表 自庁保護実施人員の推移

種 別		令和元年	2	3	4	5	6	構成比(%)
人 員	総 数	12,206	10,460	9,901	9,690	9,312	8,328	100.0
	補導援護・応急の救護	5,302	4,883	4,839	4,700	4,291	3,978	47.8
	更生緊急保護	6,904	5,577	5,062	4,990	5,021	4,350	52.2
指 数	総 数	100	86	81	79	76	68	…
	補導援護・応急の救護	100	92	91	89	81	75	…
	更生緊急保護	100	81	73	72	73	63	…

(注) 令和 5 年 1 1 月以前は 1 回の認定に基づき 2 以上の措置を実施したときでも 1 人として計上している。同年 1 2 月以降、同一月に同一人に対して 2 以上の措置を実施した場合でも 1 人として計上(ただし、更生緊急保護が終了した月に再度開始した場合にあっては、それぞれを別人員として計上。)している。

補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置を実施した人員の措置別内訳を見ると、宿泊が 27 人(前年比 4 人(12.9%)減)、食事給与が 205 人(同 71 人(25.7%)減)、衣料給与が 1,163 人(同 99 人(9.3%)増)、医療援助が 12 人(同 2 人(20.0%)増)、旅費給与が 208 人(同 71 人(25.4%)減)、通所・訪問型保護事業を営む者へのあっせんが 1,756 人(同 287 人(14.0%)減)となっている。

なお、同一人に対する 2 以上の保護の措置は、措置別にそれぞれ計上されている。

(3) 委託保護の実施状況（61 表、67 表、69 表参照）

最近 6 年間の委託保護実施人員の推移は、第 27 表のとおりである。

令和 6 年において、更生保護施設又はそれ以外への委託による補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置（宿泊場所の供与）の実施人員の総数は 9,680 人であり、前年に比べ 184 人（1.9%）減少している。このうち、前年から引き続いて実施した人員は 1,872 人（総数の 19.3%）であり、令和 6 年に新たに開始した人員は 7,808 人（同 80.7%）である。また、新たに開始した者について、委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が 6,361 人、それ以外への委託が 1,447 人であり、更に更生保護施設委託のうち、補導援護・応急の救護が 3,566 人、更生緊急保護が 2,795 人であり、それ以外への委託のうち、補導援護・応急の救護が 438 人、更生緊急保護が 1,009 人である。

また、令和 6 年において、更生保護施設又はそれ以外への委託による補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置（宿泊場所の供与）の終了人員の総数は 7,878 人で、前年に比べ 114 人（1.4%）減少している。委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が 6,374 人、それ以外への委託が 1,504 人であり、更に更生保護施設委託のうち、補導援護・応急の救護が 3,618 人、更生緊急保護が 2,756 人であり、それ以外への委託のうち、補導援護・応急の救護が 442 人、更生緊急保護が 1,062 人である。

第 27 表 委託保護実施人員の推移

種 別		令和元年	2	3	4	5	6	構成比(%)
人員	総 数	11,696	10,822	10,397	10,160	9,864	9,680	100.0
	補導援護・応急の救護	6,494	6,227	6,009	5,880	5,363	5,085	52.5
	更生緊急保護	5,202	4,595	4,388	4,280	4,501	4,595	47.5
指数	総 数	100	93	89	87	84	83	...
	補導援護・応急の救護	100	96	93	91	83	78	...
	更生緊急保護	100	88	84	82	87	88	...

（注） 61 表参照

この宿泊供与の委託終了者のうち、更生緊急保護の終了者 3,818 人の区分別の宿泊保護日数は、第 28 表のとおりである。

第 28 表 更生緊急保護における宿泊供与の委託終了者の宿泊保護日数

終了者区分		総 数	5日 以内	10日 以内	20日 以内	1月 以内	2月 以内	3月 以内	6月 以内
人 員	総 数	3,818	332	199	317	260	550	532	1,628
	刑の執行終了者	2,357	222	103	143	179	374	358	978
	刑の執行猶予者	622	47	40	116	34	73	70	242
	うち、一部猶予者	-	-	-	-	-	-	-	-
	起訴猶予者・処分保留者	577	44	36	34	35	74	65	289
	罰金受刑者・科料受刑者	193	10	18	17	9	20	30	89
	労役場出場者・仮出場者	61	8	2	6	3	9	7	26
	少年院退院者・仮退院者	8	1	-	1	-	-	2	4
構 成 比 （ ％ ）	総 数	100.0	8.7	5.2	8.3	6.8	14.4	13.9	42.6
	刑の執行終了者	100.0	9.4	4.4	6.1	7.6	15.9	15.2	41.5
	刑の執行猶予者	100.0	7.6	6.4	18.6	5.5	11.7	11.3	38.9
	うち、一部猶予者	-	-	-	-	-	-	-	-
	起訴猶予者・処分保留者	100.0	7.6	6.2	5.9	6.1	12.8	11.3	50.1
	罰金受刑者・科料受刑者	100.0	5.2	9.3	8.8	4.7	10.4	15.5	46.1
	労役場出場者・仮出場者	100.0	13.1	3.3	9.8	4.9	14.8	11.5	42.6
	少年院退院者・仮退院者	100.0	12.5	-	12.5	-	-	25.0	50.0

（注） 69 表参照

宿泊供与の委託終了者のうち、更生緊急保護の終了者 3,818 人の入所事由は第 29 表のとおりである。入所事由の内訳を見ると、頼るべき親族なしが全体の 81.6%、次に、親族が引受けを拒否が 7.8%、親族と同居を望ますが 7.0%の順となっている。

第 29 表 更生緊急保護における宿泊供与の委託終了者の入所事由

終了者区分		総 数	頼るべき 親族なし	親族が引受 けを拒否	親族と同居を 望まず	生活訓練を 受けるため	その他
人 員	総 数	3,818	3,114	296	266	67	75
	刑の執行終了者	2,357	1,942	179	168	28	40
	刑の執行猶予者	622	480	64	37	21	20
	うち、一部猶予者	-	-	-	-	-	-
	起訴猶予者・処分保留者	577	478	35	43	10	11
	罰金受刑者・科料受刑者	193	163	10	14	5	1
	労役場出場者・仮出場者	61	49	4	3	2	3
	少年院退院者・仮退院者	8	2	4	1	1	-
	構成比（％）						
構 成 比 （ ％ ）	総 数	100.0	81.6	7.8	7.0	1.8	2.0
	刑の執行終了者	100.0	82.4	7.6	7.1	1.2	1.7
	刑の執行猶予者	100.0	77.2	10.3	5.9	3.4	3.2
	うち、一部猶予者	-	-	-	-	-	-
	起訴猶予者・処分保留者	100.0	82.8	6.1	7.5	1.7	1.9
	罰金受刑者・科料受刑者	100.0	84.5	5.2	7.3	2.6	0.5
	労役場出場者・仮出場者	100.0	80.3	6.6	4.9	3.3	4.9
	少年院退院者・仮退院者	100.0	25.0	50.0	12.5	12.5	-

（注） 67 表 参照

令和 6 年末現在委託保護中の人員の総数は 1,802 人で、前年に比べ 70 人（3.7％）減少しており、委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が 1,485 人、それ以外への委託が 317 人となっている。また、更生保護施設委託のうち、補導援護・応急の救護が 920 人（構成比 62.0％） 更生緊急保護が 565 人（同 38.0％）となっている。

7 刑執行終了者等に対する援助及び更生保護に関する地域援助

(1) 刑執行終了者等に対する援助（71 表 参照）

令和 6 年において、全国の保護観察所で、刑執行終了者等に対する援助を開始した人員は 61 人、終了した人員は 38 人である。開始した人員の内訳を見ると、刑の執行終了が 54 人、刑の執行免除が 0 人、刑の一部執行猶予の実刑部分執行終了が 1 人、少年院退院・仮退院期間満了が 6 人となっている。

援助の措置別人員は、その他情報提供・助言等が 125 人、就労支援が 39 人、依存症回復訓練等が 28 人の順で多くなっている。

(2) 更生保護に関する地域援助（72 表 参照）

令和 6 年において、全国の保護観察所で、更生保護に関する地域援助をした件数の総数は 4,007 件であり、その内訳は、支援対象者等に対する援助が 1,071 件（構成比 26.7％）、関係機関等に対する援助が 2,936 件（同 73.3％）である。

8 生活環境調査事件、生活環境調整事件及び精神保健観察事件の処理状況（73～75 表 参照）

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）第 19 条の規定により保護観察所において処理する生活環境調査、生活環境調整及び精神保健観察の各事件について、最近 5 年間の処理状況の推移は、第 30 表から第 32 表までのとおりである。

**第 30 表 生活環境調査事件（医療観察法第 33 条第 1 項の申立てに係るものに限る。）
の処理状況の推移**

年 次	開 始 件 数	終 結 件 数	年末現在係属件数
令和2年	325	309	76
3	307	307	76
4	283	313	46
5	274	252	68
6	262	274	56

第 31 表 生活環境調整事件の処理状況の推移

年 次	開 始 件 数	終 結 件 数	年末現在係属件数
令和2年	239	201	793
3	249	226	816
4	259	241	834
5	201	257	778
6	239	233	784

（注） 開始件数及び終結件数は、移送によるものを含まない。

第 32 表 精神保健観察事件の処理状況の推移

年 次	開 始 件 数	終 結 件 数	年末現在係属件数
令和2年	202	247	576
3	211	231	556
4	227	199	584
5	232	207	609
6	211	222	598

（注） 開始件数及び終結件数は、移送によるものを含まない。

Ⅲ 恩赦

1 常時恩赦の受理人員（Ⅲ 恩赦（以下記載を省略。）の1表参照）

令和6年において、常時恩赦の受理人員総数は60人で、前年に比べ3人（5.3%）増加している。受理人員の内訳は、第33表のとおりであり、旧受人員（前年からの繰越人員）が35人、新受人員が25人となっている。また、新受人員の上申庁別内訳は、保護観察所からが14人（前年15人）、刑事施設からが9人（同8人）、検察庁からが2人（同5人）となっている。

なお、恩赦には常時恩赦のほかに、内閣が一定の基準を示し一定の期間を限って行う特別基準恩赦（常時恩赦及び特別基準恩赦は、ともに中央更生保護審査会の個別審査を経て行われることから個別恩赦ともいう。）及び皇室の慶弔時等に政令によって一律に行う政令恩赦がある。

第33表 常時恩赦の受理人員

上申庁等	人員	対前年比 (%)	構成比 (%)
総 数	60	5.3	100.0
旧 受	35	20.7	58.3
新 受	25	-10.7	41.7
保護観察所	14	-6.7	23.3
刑 事 施 設	9	12.5	15.0
検 察 庁	2	-60.0	3.3

2 常時恩赦の既済状況（1表参照）

令和6年において、常時恩赦の上申庁別既済状況を見ると、第34表のとおりである。

既済人員の総数は28人で、前年に比べると6人（27.3%）増加している。これを既済事由別に見ると、恩赦相当が11人（既済人員総数の39.3%）、恩赦不相当が14人（同50.0%）となっている。

第34表 常時恩赦の既済状況

上申庁		総 数	相 当					不相当	その他
			計	特赦	減刑	刑の執行 の免除	復権		
人 員	総 数	28	11	-	-	1	10	14	3
	保護観察所	12	11	-	-	1	10	1	-
	刑 事 施 設	12	-	-	-	-	-	10	2
	検 察 庁	4	-	-	-	-	-	3	1
構 成 比 (%)	総 数	100.0	39.3	-	-	3.6	35.7	50.0	10.7
	保護観察所	100.0	91.7	-	-	8.3	83.3	8.3	-
	刑 事 施 設	100.0	-	-	-	-	-	83.3	16.7
	検 察 庁	100.0	-	-	-	-	-	75.0	25.0